

介護職員等の喀痰吸引等研修にかかわる実習委託契約書
(自施設で実施もしくは自力で実習施設確保の場合)

●●●●(以下「甲」という。)と、学校法人日本福祉大学(担当事務局:社会福祉総合研修センター(以下「乙」という。))とは、乙の実施する介護職員等による喀痰吸引等研修事業において、実地研修(以下「実習」という。)の実施を甲に委託することに関し、次のとおり委託契約を締結する。

(実習の委託)

第1条 実習の最終的な責任は乙が負うものとし、その研修の一部として乙は甲に対し、実習を委託し、甲はこれを受託するものとする。

(実習の内容)

第2条 実習期間は乙が定める期間内(●●年●月●日～●●年●月●日)とし、実習の日数は甲が定める日数内とする。

- 2 実習場所は、原則として、甲が定めた場所とする。
- 3 乙は甲に「実習要綱」等を提示し、甲は乙に実習の指導(以下「実習指導」という。)の方針等を説明し、実習の指針とする。
- 4 実習評価は乙が示した「実習評価表」を使用してその評価を行い、受講生の実習の評価は甲の責任において総合的に判断して行うものとする。

(実習教育体制の確立)

第3条 介護職員等の喀痰吸引研修実施機関の指定を受けた乙は、実習を巡る乙の教育体制を整備する。

- 2 乙は、甲に対して受講生に関する個人情報が必要最小限の範囲で提供するものとし、甲は受講生の個人情報について守秘義務を負うものとする。

(実習指導体制の確立)

第4条 甲は、受講生を受け入れ、指導する体制を整備するものとする。

- 2 甲に所属し法令に基づき実習を担当する職員(以下、「実習指導者」という。)は、実習指導を効果ある実習となるよう努めるものとする。
- 3 甲において、実習指導者が複数の部署や員数にわたる場合は、その役割分担と責任範囲を明確にするよう努めるものとする。
- 4 甲は、受講生の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。

(受講生の取り組み)

第5条 受講生は、実習教育と実習指導において要求される資質と能力を事前に可能なかぎり身につけるよう努めるものとする。

- 2 受講生は、実習において要求される専門的知識・技術・価値及び態度に関して、乙における実習教育に基づいて学習しなければならない。
- 3 受講生は、実習指導者の指導の下に実習プログラムについて真摯に取り組むものとする。
- 4 受講生は、個人情報保護法や社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、実習において要求される守秘義務や信用失墜行為防止義務、さらに誠実義務を果たすものとする。

(情報共有と協力)

第6条 甲ならびに乙は、甲における実習教育の内容、受講生の実習状況、甲における実習指導の内容及び取り組み内容について、相互に情報を交換し共有しながら、円滑な実習を行うことができるよう努力するものとする。



※こちらは契約書の見本です。

受講確定後に、あらためて当センターから実地研修先へ送付いたします。

(実習環境の整備)

第7条 甲ならびに乙は、甲における実習実施にむけた環境整備を行うものとする。

- 2 甲は、実習の実施に必要な主治医の指示書を甲の責任で手配する。
- 3 甲は、実習の実施に必要な利用者の承諾書を甲の責任で手配する。
- 4 乙は、前項2、3に必要な情報提供など実習実施に必要な支援を行う。

(事故の責任)

第8条 本委託契約第2条で規定する実習を甲にて実施している乙の受講生が、実習中に過失等により、甲または甲の利用者および第三者に損害を与えた場合は、受講生もしくは乙がその損害賠償の責任を負うものとし、その責任の範囲は、乙が加入する賠償責任保険によるものとする。

- 2 受講生の実習期間中における事故および災害等による責任は、甲に故意または過失がある場合を除き、受講生もしくは乙が負うものとする。

(緊急時の対応)

第9条 乙は甲に対し、あらかじめ実習中の事故、病気、天災等緊急時における連絡先を伝えておくものとする。但し、やむを得ない事情により甲が乙に対して連絡することが困難な場合は、当該事故等に対して甲の判断で対応後、速やかに乙に連絡するものとする。

(実習協力者への説明責任)

第10条 甲は、実習に関して、利用者への説明責任を果たし、利用者の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。

(実習指導料)

第11条 乙は受講生に実習研修費用を求めないかわり、甲に対する実習指導料は支払わないものとする。

- 2 実習に関わる費用については、甲もしくは受講生の負担とする。なお実習に際して医師の指示書を取得する場合の経費は、乙が負担するものとする。

(その他)

第12条 本委託契約の履行に関し、とくに定めのない事項の取扱いおよび解釈上、疑義が生じた場合の取扱いについては、その都度、甲乙協議によるものとする。

以上、契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

印

乙

学校法人日本福祉大学
理事長 丸山 悟

印